様式第１８（第４３条関係）

認定変更届出書

申請年月日　年　月　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
一般事業主の氏名又は名称
（ふりがな）
（法人の場合）代表者の氏名　印

住　所　〒

法人番号

情報処理の促進に関する法律第３１条の認定及び同法第３２条第１項の認定の更新の申請書の内容について、下記のとおり変更がありましたので、届け出ます。

変更前	
変更後	

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（中小企業信用保険法施行規則の一部改正）

第二条　中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「並びに生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第十六条第一項に規定する新技術等実証関連保証、同法第二十四条第一項に規定する革新的データ産業活用関連保証及び同法第四十二条第一項に規定する先端設備等導入関連保証」を「、生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第十六条第一項に規定する革新的データ産業活用関連保証及び同法第四十二条第一項に規定する先端設備等導入関連保証並びに情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証」に改める。

第九条から第十一条までの規定中「並びに生産性向上特別措置法第十六条第一項に規定する新技術等実証関連保証、同法第二十四条第一項に規定する革新的データ産業活用関連保証及び同法第四十二条第一項に規定する先端設備等導入関連保証」を「、生産性向上特別措置法第十六条第一項に規定する新技術等実証関連保証、同法第二十四条第一項に規定する革新的データ産業活用関連保証及び同法第四十二条第一項に規定する先端設備等導入関連保証並びに情報処理の促進に関する法律第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証」に改める。

附　則

この省令は、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月十五日）から施行する。